

(目的)

第1条 この要綱は、病院、診療所、助産所、施術所及び歯科技工所（以下「医療機関等」という。）に対する立入検査（以下「医療監視」という。）の実施方法について定めることにより、福島県との連携のもとに医療監視を適正かつ効果的に実施することを目的とする。

(医療監視の実施基準等)

第2条 医療監視は、病院については、厚生省健康政策局編「医療監視要綱」に基づき実施するものとし、診療所、助産所、施術所及び歯科技工所（以下「診療所等」という。）については、別記1「診療所等検査基準」に基づき実施するものとする。

(医療監視の実施方法)

第3条 医療監視は、保健所長が毎年前年度の実施状況等を勘案のうえ計画的に実施するものとする。

2 医療監視は、病院については年1回、一般診療所については2年に1回、歯科診療所、助産所、施術所及び歯科技工所については3年に1回を目途に実施するものとする。ただし、必要がある場合は、随時に実施することができる。

(医療監視員の編成)

第4条 医療監視は、原則として次の各号に定める人数の医療監視員により実施する。

- (1) 総合病院については6名（総括者、総務課長、医事担当者、薬事担当者、放射線担当者及び給食担当者）、その他の病院については当該病院の標ぼう科目、病床数等を考慮して4名ないし5名とする。
- (2) 一般診療所については、有床、無床の別等を考慮して2名ないし3名（医事担当者、薬事担当者及び必要に応じて総括者又は放射線担当者）とする。
- (3) 歯科診療所、助産所、施術所及び歯科技工所については、2名とする。

(医療機関等に対する通知)

第5条 医療監視を実施する場合、保健所長はあらかじめ当該医療機関等に対し、その旨を文書で通知するものとする。ただし、特別の理由があるときは、電話等で通知することができるものとする。

(医療機関等に対する指導等)

第6条 保健所長は、医療監視を実施した結果、不適合の事項があることを確認したときは、具体的に当該事項を指摘し、内容によってはこれらの事項を当該医療機関等の管理者に文書（第1号様式）をもって通知するとともに、提出期限を定めその改善措置の状況を具体的に報告させるものとする。

2 保健所長は、不適合事項のうち重大違反事項（罰則の規程のある項目の違反又はそのおそれのあるものをいう。）を確認したときは、福島県知事に対し、その概況を直ちに報告するとともに、指導事項及びその改善措置の結果を速やかに文書（第2号様式）により報告するものと

する。

附 則

この要綱は、平成9年6月26日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

郡保総第 号  
年 月 日

様

郡山市保健所長

年度医療監視結果について（通知）

年 月 日に実施しました医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく検査の結果、下記の項目に不適合な事実がありましたので通知します。

なお、不適合事項の措置状況について、年 月 日までに報告願います。

記

検査項目	根拠法令	不適合理由

第2号様式（第6条関係）

郡保総 号  
年 月 日

福島県知事 様

郡山市長

医療監視における不適合事項の措置状況について（報告）  
このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 医療機関等の名称

2 医療監視年月日

年 月 日

3 医療機関等からの回答年月日

年 月 日

4 医療監視時における不適合事項の措置状況

別紙のとおり

別紙

医療監視時における不適合事項の措置状況

郡山市保健所

1 医療機関等 名 称  所在地	
2 重大違反事項として指摘、指導した事項	
3 医療機関等における具体的な改善状況の内容	
4 上記3に対する保健所の意見	
5 その他参考となる事項	

(注) 医療監視結果通知の写しを添付すること。